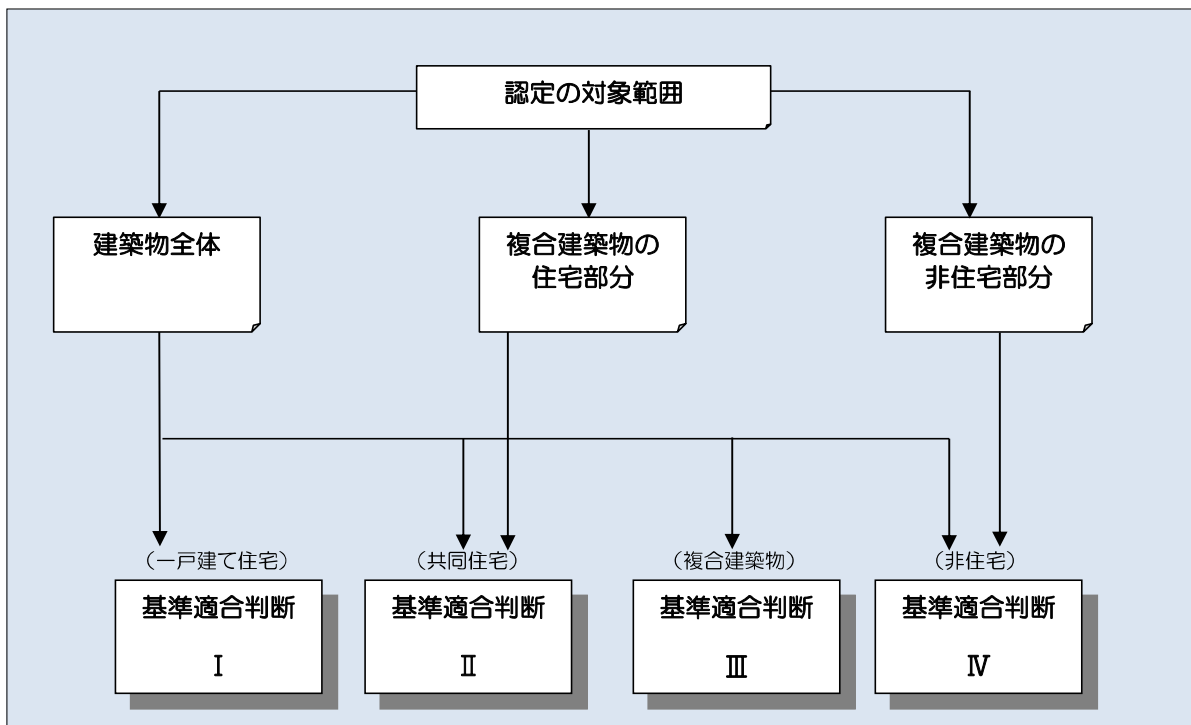
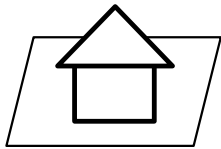
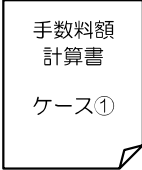
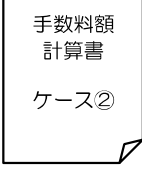
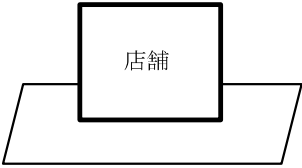
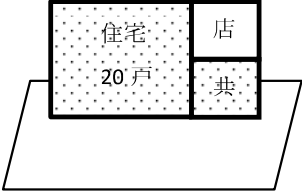
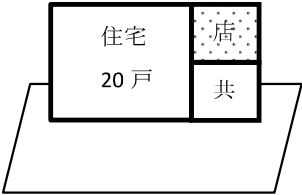


手数料額計算書の記載例（低炭素建築物認定）

※低炭素建築物認定において想定される申請イメージ（適合証有の場合）



条 件	認定手数料算定	手数料額 計算書
ケース①【基準適合判断Ⅰ】  用 途：住宅 申請内容：一戸建て住宅 住戸面積：100㎡	手数料別表二 一の(一)の(1) (一戸建て住宅) 5,800円	 手数料額 計算書 ケース①
ケース②【基準適合判断Ⅱ】  用 途：共同住宅 申請対象：建築物全体 住宅部分：2,050㎡ 住戸面積：90㎡×20戸 = 1,800㎡ 共用部分：250㎡	手数料別表二 一の(一)の(2)のイ (住宅部分2,000～5,000㎡) 52,800円	 手数料額 計算書 ケース②

ケース③【基準適合判断Ⅲ】  用 途：複合建築物 (共同住宅及び店舗) 申請対象：建築物全体 住宅部分：2,050㎡ ┌ 住戸面積：90㎡×20戸 └ = 1800㎡ ┌ 共用部：250㎡ └ 非住宅部分：200㎡ 店舗：200㎡	手数料別表二 一の(一)の(2)のイ (住宅部分2,000～5,000㎡) ① 52,800円 手数料別表二 一の(一)の(2)のロ (非住宅部分～300㎡) ② 11,300円 ①+②=64,100円	手数料額 計算書 ケース③
ケース④【基準適合判断Ⅳ】  用 途：非住宅(店舗) 申請対象：建築物全体 (非住宅部分) 延べ面積：200㎡	手数料別表二 一の(一)の(2)のロ (非住宅部分～300㎡) 11,300円	手数料額 計算書 ケース④
ケース⑤【基準適合判断Ⅳ】  用 途：複合建築物 (共同住宅及び店舗) 申請内容：複合建築物の 非住宅部分 住宅部分：2,050㎡ ┌ 住戸面積：90㎡×20戸 └ = 1800㎡ ┌ 共用部：250㎡ └ 非住宅部分：200㎡ 店舗：200㎡	手数料別表二 一の(一)の(2)のロ (非住宅部分～300㎡) 11,300円	手数料額 計算書 ケース⑤
ケース⑥【基準適合判断Ⅱ】  用 途：複合建築物 (共同住宅及び店舗) 申請内容：複合建築物の 住宅部分 住宅部分：2,050㎡ ┌ 住戸面積：90㎡×20戸 └ = 1800㎡ ┌ 共用部：250㎡ └ 非住宅部分：200㎡ 店舗：200㎡	手数料別表二 一の(一)の(2)のイ (住宅部分2,000～5,000㎡) 52,800円	手数料額 計算書 ケース⑥

：低炭素建築物認定の対象外部分

ケース①（手数料額計算書）

別記
第 1 号様式(第 6 条関係)

認 定 申 請

手数料額計算書
(都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第 1 項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲
(該当する□にレを記入)

☒ 建築物全体
☐ 複合建築物の非住宅部分
☐ 複合建築物の住宅部分
- 2 計画の評価方法
(該当する□にレを記入)

住宅部分：
☐ 誘導仕様基準
☐ 仕様・計算併用法
☐ 標準計算法

非住宅部分：
☐ モデル建物法
☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類(該当する□にレを記入)		適合証がある場合	適合証がない場合
☒ 一戸建て住宅		別表二 一の(一)の(1)	別表二 一の(二)の(1)
	100m ²	5,800円 (a)	円 (A)
□一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表二 一の(一)の(2)のイ	別表二 一の(二)の(2)のイ
	m ²	円 (b)	円 (B)
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表二 一の(一)の(1)	別表二 一の(二)の(1)
	m ²	円 (c)	円 (C)
	非住宅部分の床面積の合計	別表二 一の(一)の(2)のロ	別表二 一の(二)の(2)のロ
	m ²	円 (d)	円 (D)
	計	(b) + (d) 又は (c) + (d)	(B) + (D) 又は (C) + (D)
		円	円

合計 5,800 円

- (注意)
- 1 「適合証」とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。

2 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。

3 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。

ケース②（手数料額計算書）

別記
第 1 号様式(第 6 条関係)

認 定 申 請

手数料額計算書
(都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第 1 項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲
(該当する□にレを記入)

☒ 建築物全体
☐ 複合建築物の非住宅部分
☐ 複合建築物の住宅部分
- 2 計画の評価方法
(該当する□にレを記入)

住宅部分：
☐ 誘導仕様基準
☐ 仕様・計算併用法
☐ 標準計算法

非住宅部分：
☐ モデル建物法
☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類(該当する□にレを記入)		適合証がある場合	適合証がない場合
☐ 一戸建て住宅		別表二 一の(一)の(1) 円 (a)	別表二 一の(二)の(1) 円 (A)
☒ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表二 一の(一)の(2)のイ 2,050m ² 52,800円 (b)	別表二 一の(二)の(2)のイ 円 (B)
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表二 一の(一)の(1) 円 (c)	別表二 一の(二)の(1) 円 (C)
	非住宅部分の床面積の合計	別表二 一の(一)の(2)のロ 円 (d)	別表二 一の(二)の(2)のロ 円 (D)
	計	(b) + (d) 又は (c) + (d) 52,800円	(B) + (D) 又は (C) + (D) 円

合計 52,800 円

- (注意)
- 1 「適合証」とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。

2 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。

3 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。

ケース③（手数料額計算書）

別記
第1号様式(第6条関係)

認定申請

手数料額計算書
(都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲
(該当する□にレを記入)

☒ 建築物全体
☐ 複合建築物の非住宅部分
☐ 複合建築物の住宅部分
- 2 計画の評価方法
(該当する□にレを記入)

住宅部分：
☐ 誘導仕様基準
☐ 仕様・計算併用法
☐ 標準計算法

非住宅部分：
☐ モデル建物法
☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類(該当する□にレを記入)		適合証がある場合	適合証がない場合
☐ 一戸建て住宅		別表二 一の(一)の(1) 円(a)	別表二 一の(二)の(1) 円(A)
☒ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表二 一の(一)の(2)のイ 2,050m ² 52,800円(b)	別表二 一の(二)の(2)のイ 円(B)
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表二 一の(一)の(1) 円(c)	別表二 一の(二)の(1) 円(C)
	非住宅部分の床面積の合計	別表二 一の(一)の(2)のロ 200m ² 11,300円(d)	別表二 一の(二)の(2)のロ 円(D)
	計	(b) + (d) 又は (c) + (d) 64,100円	(B) + (D) 又は (C) + (D) 円

合計 64,100 円

- (注意)
- 1 「適合証」とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。

2 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。

3 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。

ケース④（手数料額計算書）

別記
第1号様式(第6条関係)

認定申請

手数料額計算書
(都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲
(該当する□にレを記入)

☒ 建築物全体
☐ 複合建築物の非住宅部分
☐ 複合建築物の住宅部分
- 2 計画の評価方法
(該当する□にレを記入)

住宅部分：
☐ 誘導仕様基準
☐ 仕様・計算併用法
☐ 標準計算法

非住宅部分：
☐ モデル建物法
☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類(該当する□にレを記入)		適合証がある場合	適合証がない場合
☐ 一戸建て住宅		別表二 一の(一)の(1) 円 (a)	別表二 一の(二)の(1) 円 (A)
☒ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表二 一の(一)の(2)のイ 円 (b)	別表二 一の(二)の(2)のイ 円 (B)
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表二 一の(一)の(1) 円 (c)	別表二 一の(二)の(1) 円 (C)
	非住宅部分の床面積の合計	別表二 一の(一)の(2)のロ 円 (d)	別表二 一の(二)の(2)のロ 円 (D)
	計	(b) + (d) 又は (c) + (d) 円	(B) + (D) 又は (C) + (D) 円

合計 11,300 円

- (注意)
- 1 「適合証」とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。

2 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。

3 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。

ケース⑤（手数料額計算書）

別記
第 1 号様式(第 6 条関係)

認 定 申 請

手数料額計算書
(都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第 1 項の規定による申請)

- 1

申請の対象とする範囲
(該当する□にレを記入)

☐ 建築物全体

☒ 複合建築物の非住宅部分

☐ 複合建築物の住宅部分
- 2

計画の評価方法
(該当する□にレを記入)

住宅部分：

☐ 誘導仕様基準

☐ 仕様・計算併用法

☐ 標準計算法

非住宅部分：

☐ モデル建物法

☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類(該当する□にレを記入)		適合証がある場合	適合証がない場合
☐ 一戸建て住宅		別表二 一の(一)の(1) 円 (a)	別表二 一の(二)の(1) 円 (A)
☒ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表二 一の(一)の(2)のイ 円 (b)	別表二 一の(二)の(2)のイ 円 (B)
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表二 一の(一)の(1) 円 (c)	別表二 一の(二)の(1) 円 (C)
	非住宅部分の床面積の合計	別表二 一の(一)の(2)のロ 円 (d)	別表二 一の(二)の(2)のロ 円 (D)
	計	(b) + (d) 又は (c) + (d) 円	(B) + (D) 又は (C) + (D) 円

合計 11,300 円

- (注意)
- 1

「適合証」とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。
- 2

「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 3

申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。

ケース⑥（手数料額計算書）

別記
第1号様式(第6条関係)

認定申請

手数料額計算書
(都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲
(該当する□にレを記入)

☐ 建築物全体
☐ 複合建築物の非住宅部分
☒ 複合建築物の住宅部分
- 2 計画の評価方法
(該当する□にレを記入)

住宅部分：
☐ 誘導仕様基準
☐ 仕様・計算併用法
☐ 標準計算法

非住宅部分：
☐ モデル建物法
☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類(該当する□にレを記入)		適合証がある場合	適合証がない場合
☐ 一戸建て住宅		別表二 一の(一)の(1) 円 (a)	別表二 一の(二)の(1) 円 (A)
☒ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表二 一の(一)の(2)のイ 2,050m ² 52,800円 (b)	別表二 一の(二)の(2)のイ 円 (B)
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表二 一の(一)の(1) 円 (c)	別表二 一の(二)の(1) 円 (C)
	非住宅部分の床面積の合計	別表二 一の(一)の(2)のロ 円 (d)	別表二 一の(二)の(2)のロ 円 (D)
	計	(b) + (d) 又は (c) + (d) 52,800円	(B) + (D) 又は (C) + (D) 円

合計 52,800 円

- (注意)
- 1 「適合証」とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。

2 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。

3 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。